

## **〔事案 28-22〕 契約無効等請求**

・平成 28 年 11 月 21 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

募集人の強迫により締結したとして、契約の取消しと既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 8 月に契約した利差配当付終身保険について、以下のとおり求める。

- (1) 本件契約は、募集人から本件契約に加入しなければ付き合いをやめるつもりなどと言われ強迫されて締結したものであるから、本件契約の強迫（民法 96 条 2 項）による取消し、および、既払込保険料の返還と法定利息の支払いを求める。
- (2) 募集人は、以下のような不法行為により自分に精神的損害を与えたものであるから、保険会社に対し使用者責任（民法 715 条）にもとづき損害の賠償を求める。
  - ア. 本件契約へ加入を強要し、加入に際して告知書への虚偽記載などの強引な指示を行った。
  - イ. 自分がトラブルを抱えていた隣人に、自分の引っ越し先に関する情報を知らせたため、当該隣人が自分の移転先を特定してしまった。
  - ウ. 自宅の敷地に勝手に入り、リビングの窓ガラスを手で叩いた。

### **<保険会社の主張>**

- (1) 募集人が、「保険に加入しなければ、付き合いをやめるつもり」などと発言したことはなく、申立人に対して強迫をして本件契約に加入させたものではない。
- (2) 募集人が、告知書の虚偽記載を指示したという事実はない。
- (3) 募集人が隣人に申立人の移転先の住所を教えたという事実はない。
- (4) 募集人がリビングの窓を叩いたことはなく、仮にそのような行動をとったとしても、玄関に戻るようと言われて収束したものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約申込み当時の状況を把握するため、申立人の事情聴取を行った。なお、募集人については、退社しており、諸般の事情から事情聴取を行うことができなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の行為は強迫または不法行為に該当するものとは言えず、申立人の請求を認めるだけの根拠はないが、少なくとも募集人が申立人に対して頼み込んで本件契約に加入してもらったと考えられるほか、紛争の早期解決の観点からも、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。